

## 第21期第15回高知県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年8月17日(木) 14時00分から14時30分
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知県共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 林田千秋(web)、筒井一水、大木正行(web)、御処野誠、島崎 章、西脇亜紀、川村寛二(web)、百田美知(web)、堀澤 栄(web) (計9名)  
欠席委員 山下慎吾  
署名委員 御処野誠、筒井一水  
県出席者 水産振興部 松村部長、西山副部長  
漁業管理課 浜渦課長、飯田副参事  
事務局 木村書記長、占部書記、山本書記
- 4 審議事項  
第1号議案 内水面における漁業権の免許について  
第2号議案 第五種共同漁業権遊漁規則の認可について

### 5 議事内容

木村書記長

定刻となりましたので、ただ今より第15回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

本日の会議ですが、大雨のため、急遽WEBを併用させていただきました。委員定数10名の内、出席委員は9名で、現地参加が4名、WEB参加が5名となっています。高知県内水面漁場管理委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。では、会長、お願いいたします。

林田会長

それでは、第15回高知県内水面漁場管理委員会を開催いたします。まず、はじめに水産振興部長さんからあいさつをお願いします。

松村部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の松村でございます。第15回高知県内水面漁場管理委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

皆様方におかれましては、何かとご多用のところ、また、本日は大雨のところお足元の悪い中、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

先ほど、事務局からもお話しさせていただきましたけれども、昨夜から強い雨が降り続いておりまして、会長に了解をいただきまして、WEBと会場での開催とさせていただいております。バタバタした形となり申し訳ございませんでした。

先週、今週と引き続き立て続け台風が本県に直接上陸ということはない

かったんですけれども、近くを通ったことで、特に先週の6号では、高知でも線状降水帯を発生させるということでもかなり強い雨が降って、川の方も増水したり、一部山が崩れたりといった被害もでています。幸いなことに水産の方では被害がでたという報告はいただいているところですが、これから本格的な台風シーズンとなりますので、引き続き警戒は怠らないということが大事だと考えております。

さて、本日は、議案が2件でございます。

第1号議案の「内水面における漁業権の免許について」は、本年9月1日からの新たな免許になります漁業権一斉切替えに関するご審議でございます。この5月には、本委員会でご審議をいただき、内水面漁場計画を公示いたしました。それに基づき26件の漁業権につきまして、漁業協同組合などから免許申請がございましたので、漁業法の規定に基づき、本委員会にお諮りするものでございます。

第2号議案の「第五種共同漁業権遊漁規則の認可について」は、漁業権一斉切替えに伴い、新たな遊漁規則の制定が必要となりますことから、第五種共同漁業の免許申請とともに、遊漁規則の認可申請が17件ありましたので、漁業法の規定に基づき、本委員会にお諮りするものでございます。

詳細については、後程、事務局からご説明させていただきますので、十分にご審議をよろしくお願いします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。どうかよろしく願いいたします。

林田会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員は、山下委員の1名です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、御処野委員、筒井委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案「内水面における漁業権の免許について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

占部書記

それでは、第1号議案の「内水面における漁業権の免許について」、事務局からご説明をさせていただきます。

それでは資料1をお手元にご準備ください。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。

5高漁管第451号 高知県内水面漁場管理委員会様 内水面における共同漁業及び区画漁業の免許について、令和5年5月31日付け高知県告示312号に基づき申請がありましたので、漁業法第70条の規定により諮問します。令和5年8月9日 高知県知事 濱田 省司。

失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

まず、資料構成につきまして、ご説明いたします。

2 から 10 ページが免許の告示案、11 から 12 ページの A 3 資料が免許申請の一覧、13 から 15 ページの A 3 資料が令和 5 年 5 月 31 日付けに告示された内水面の漁場計画となっております。

11～12 ページの免許申請一覧を用いてご説明しますので、お手元にご準備ください。11 ページをご覧ください。

内水面の漁業権の免許申請件数は、第一種共同漁業権が 3 件、第五種共同漁業権が 17 件、区画漁業権が 6 件で合計 26 件の申請がありました。この申請件数は漁場計画の件数と同数となっております。なお、第一種共同漁業権の内共第 102 号の四万十川は、現在、免許を受けている者は、四万十川下流漁協ですが、今回の申請は四万十川下流漁協と四万十川中央漁協の共同申請となっております。その他の免許申請は、現在、免許を受けている者の更新の申請となっております。

漁業権の免許につきましては、漁業法第 70 条に、免許の申請があつたときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならない。と規定されております。また、漁業法第 71 条には、72 条に規定する適格性を有する者でない場合は漁業の免許をしてはならないとされています。

漁業法第 72 条の適格性に関する規定は、漁業権の別と漁業の種類によって適用される条項が異なってきます。

12 ページの一番下のこめ印をご覧ください。漁業権の別については、団体漁業権と個別漁業権の 2 つあり、団体漁業権は漁協又は連合会が免許を受けて、その組合員が漁業するもので、個別漁業権は免許を受けた者が漁業を営むものです。個別漁業権を漁協が免許受けた場合は漁協自らが漁業を営むこととなります。

内水面の場合、今回の漁場計画では、第一種及び第五種の共同漁業権及び一部の区画漁業権が団体漁業権となっており、一部の区画漁業権が個別漁業権となっております。

個別漁業権における適格性を有する者は次のことに該当しない者であることとされております。該当しない項目としましては、漁業又は労働に関する法令を遵守しない、暴力団員等である、法人にあってはその役員等が暴力団員等である、暴力団員がその事業活動を支配する者であることとされております。

団体漁業権のうち、共同漁業権及び新規の区画漁業権の適格性を有する者は次に該当することとなっております。関係地区に住所を有し、1 年に 30 日以上、当該河川において水産動植物の採捕又は養殖する者の属する世帯数において、組合員の世帯数が、全体の世帯数の 2/3 以上を占

めていることとなっております。

次に、団体漁業権のうち、類似漁場の区画漁業権の適格性を有する者は次に該当することとなっております。関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数において、組合員の世帯数が、全体の世帯数の2/3以上を占めていることとなっております。

11 ページをご覧ください。これらの適格性を有する書類については、免許申請では団体漁業権の第一種漁業権の3件及び第五種共同漁業権の17件は漁業法第72条第2項第2号の要件を満たしていることを証する書類が提出されており、適格性があることを確認しています。また、12 ページをご覧ください。団体漁業権の区画漁業権である内区第101号から104号までの4件は漁業法72条第2項第1号の要件を満たしていることを証する書類が提出され、これも適格性があることを確認しております。12 ページの中ほどの漁業法第72条第2項第2号の要件を満たしていることを証する書類となっておりますが、記載間違いとなっております。漁業法第72条第2項第1号ですので、訂正をお願いいたします。次に、個別漁業権の区画漁業権である内区第105号と106号の2件は誓約書が提出されており、適格性を有していることを確認しております。

本日は、免許申請26件について、免許することが適切であるとの答申をいただきましたら、共同漁業権は免許の存続期間が9月1日から令和15年8月31日まで、区画漁業権は令和10年8月31日までとなります。

なお、資料9～10ページの区画漁業権の告示案についての訂正があります。区画漁業権の存続期間が令和5年9月1日から令和15年8月31日までとなっておりますが、正しくは令和10年8月31日までですので、訂正をよろしく願います。また、2から10ページの県公報での告示案につきましては、本日、答申をいただきました場合には、早急に県法務文書課に登載の手続きを進めますが、それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任させていただきますよう、お願いいたします。

以上で第1号議案についての説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

林田会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

ご意見もないようでございますので、お諮りいたします。第1号議案内水面における漁業権の免許については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林田会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

林田会長

続きまして第2号議案「第五種共同漁業権遊漁規則の認可について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

占部書記

それでは、第2号議案の「第五種共同漁業権遊漁規則の認可について」、事務局からご説明をさせていただきます。

それでは資料2をお手元にご準備ください。

表紙をめくった1ページの諮問文を朗読させていただきます。

5高漁管第452号 高知県内水面漁場管理委員会様 第五種共同漁業権遊漁規則の認可について、漁業法170条第1項の規定に基づく申請がありましたので、同法同条第4項の規定に基づき諮問します。令和5年8月9日 高知県知事 濱田 省司。

まず、資料構成につきまして、ご説明いたします。

2ページが遊漁規則の申請一覧、3から46ページが告示案、47から95ページが現行のと新たに認可する規則との新旧対照表、96から97ページのA3資料が現行規則からの大きな変更点とその理由をまとめた資料、98から99ページのA3資料が遊漁料金の一覧となっております。

第五種共同漁業権の免許を受けた者は、漁業法第170条第1項により、組合員以外の水産動植物の採捕について制限しようとする際には、遊漁規則を定め、都道府県知事の認可を受ける必要があります。また、同条第4項により、遊漁規則の認可申請があったときは、内水面漁場管理委員会の意見をお聴きすることになっております。2ページをご覧ください。先ほどの第1号議案でもご説明しましたが、第五種共同漁業権の免許申請が17件ありまして、遊漁規則の認可申請も同数の申請がありました。本日は内共第501号から517号までの合計17件の遊漁規則の認可申請に係るご審議をしていただくこととなります。

96から97ページのA3資料を主に用いて、ご説明させていただきます。96ページをご覧ください。こちらの資料は左側から漁業権番号、河川、漁業協同組合、主な変更点、理由となっております。内容変更をともしないもの、例えば軽微な文言の修正、施行日の変更等の場合は斜線で記載しております。内共第501号の野根川、第504号の奈半利川、第509号の物部川、次のページの第511号の吉野川上流、第513号の仁淀川、第516号の四万十川は大きな変更はありませんでした。96ページにお戻りください。うなぎ漁期の変更が内共第502号の西の川、第503

号の羽根川、第 508 号の赤野川でありまして、この変更は期間について 1 月 1 日から 12 月 31 日までを 4 月 1 日から 9 月 30 日までとするものです。変更理由については、うなぎ資源保護のため、令和 5 年 9 月 1 日免許に係る新たな漁場計画で、うなぎ漁期が 4 月 1 日から 9 月 30 日となっているためです。なお、他の河川の遊漁規則については、既に当該期間に変更されているため、今回の認可申請での変更はありませんでした。

次に、遊漁承認証の期間の変更が内共第 505 号の奈半利川上流と内共第 508 号の赤野川であり、この変更は期間について 4 月 1 日から 3 月 31 日までを 1 月 1 日から 12 月 31 日までとするものです。これはあまごの遊漁期間を考慮したもので、4 月 1 日から 3 月 31 日の期間だと、3 月 1 日解禁のあまご遊漁をするために、遊漁券を 3 月 1 日に購入した場合、3 月 31 日で遊漁券の期間が切れてしまうためです。これについては、免許申請の案内において、県から各漁協に遊漁規則の制定の際には検討していただく事項として案内しておりました。今後とも魚種ごとの漁期と遊漁承認証の期間が合っていない漁協につきましては、検討していただけるようお願いしていくこととしています。

遊漁料の納付場所の変更が内共第 510 号の吉野川、第 514 号の新荘川、第 515 号の四万十川上流であり、吉野川と新荘川は納付場所である組合の地区連絡所や支部を組合が指定する場所に変更し、四万十川上流は組合の住所が変更したことによるものです。

97 ページをご覧ください。内共第 512 号の鏡川と第 517 号の松田川は、遊漁規則を最新の水産庁の模範規則例に合わせて表現等を変更しております。

96 ページにお戻りください。内共第 506 号の安田川をご覧ください。安田川については変更箇所が 3 つあり、1 つめは特別遊漁にすくい網を追加しております。これは、網口の周囲が 1 メートル以上のものを使用したすくい網は漁獲効率が高いため、すくい網を特別遊漁に追加するものです。すくい網をする場合、前回までは通常遊漁料 年間 1 万円でしたが、変更後は特別遊漁料 1 万 2 千円となります。2 つめは中学生以下の者が金突、棒じゃくりできる区域について変更しております。これは、区域を示す基点であった施設がなくなったことにより、新たな基点を設定するものです。3 つめは 1 年普通遊漁料の額について変更がありまして、肢体不自由者及び 70 歳から 79 歳までの者は 6 千円から 8 千円に、80 歳以上の者は 1 千円から 2 千円に値上がりとなります。変更理由については、これらの者以外の遊漁料とのバランスをとるために行うものです。

次に、内共第 508 号の赤野川についてです。変更箇所は 5 つあり、先ほどのうなぎの漁期と遊漁承認期間の 2 つと、他 3 つあります。3 つめ

の変更はあゆ漁業の棒じゃくりの区域をを拡大しております。これは組合員等の高齢化もあり、操業しやすい区域を新たに追加しております。4つめはうなぎ漁業の禁漁区の設定です。これは、赤野川ではうなぎ生息状況モニタリングを毎年行っており、その場所を禁漁区として設定するものです。5つめは1年遊漁料の変更で、肢体不自由者及び80歳以上の者が無料から3千円に値上げしております。この変更理由についても、これらの者以外の遊漁料とのバランスをとるためにに行うものです。

次の97ページをご覧ください。内共第512号の鏡川については、変更箇所が2つあり、1つめは先ほどご説明しました水産庁の規則例に合わせたことによる表現等の変更と、2つめはこい漁業の削除となります。こい漁業については、漁場を有効に活用する見込みがなく、令和5年9月1日免許に係る新たな漁場計画では当該河川ではこい漁業が設定されていません。そのため、鏡川漁協にはこい漁業は免許されませんので、それに伴い遊漁規則からこい漁業を削除したものになります。

内共514号の新莊川については、変更箇所が2つあり、1つめは先ほどご説明した遊漁料の納付場所の変更と2つめはうなぎ漁業の石ぐろの削除です。うなぎ漁業の石ぐろについては、漁終了後の石ぐろの速やかな撤去などが必要であり、石ぐろの設置・撤去等を適切に管理するために、行使者、組合員のみとすることとしています。

以上、遊漁規則の認可申請17件の大きな変更点をご説明しました。

本日は、遊漁規則認可申請17件について、ご審議をいただくこととなっておりますので、よろしく申し上げます。また、3から46ページの県公報での告示案につきましては、本日、ご答申をいただきました場合には、早急に県法務文書課に登載の手続きを進めますが、それに際し内容の変更を伴わないような文言や表現方法の修正が行われる場合は、事務局に一任させていただきますよう、お願いいたします。

すいません。内共514号伊尾木川、安芸川については、あゆ漁業の玉掛について、水中眼鏡の使用の禁止、ウエットスーツの着用の禁止の撤廃を説明するのを抜かっておりました。これについては水中眼鏡使用による漁獲圧を下げるため変更することとなっております。

以上で第2号議案についての説明を終わります。

林田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

林田会長

意見がないようですので、これをもちまして第15回高知県内水面漁場管理委員会を閉会といたします。委員の皆様ありがとうございました。

本書は、第 21 期第 15 回高知県内水面漁場管理委員会の議事録に相違ありません。

議 長 林田 千秋\_\_\_\_\_

議事録署名委員 御処野 誠\_\_\_\_\_

議事録署名委員 筒井 一水\_\_\_\_\_